

改正相続法への対応策

遺言書の目録は、代書でも、通帳や登記簿の写しでもよく、各頁に遺言者の署名押印が必要で、改正法ではこんなふうには本文を書くことができません。「私の財産のうち長男には目録1の財産を相続させ、長男の妻には目録2の財産を遺贈する」これだけで遺言書本文は立派に有効です。

しかし、本会がこれまで多くの方の自筆遺言書を見てきた経験から言えることは、簡単な本文でさえ、他人から見れば意味不明であったり、日付、署名が不完全であったりしているものがあります。これではせっかくの遺言が無効になってしまうかもしれません。さらに、その遺言内容が相続人の実情に合わせて適切かつ十分な内容かどうかという点、問題がある内容のものが多いようです。この度の改正では配偶者の居住権は、遺言書で「居宅は配偶者に遺贈する」と明記しておけば、守られることとなりますので、これも忘れずに書いておきましょう。

遺言執行者というのは、遺言の実行のため、登記を依頼したり、預貯金などの解約手続きを一手に引き受ける仕事をしてくれる人で、しっかりとした事務能力があればだれでも可能です。特に相続人以外の人に遺贈する場合に

は必ず指名しておきましょう。

実際、遺言は一生に一度の責任ある大仕事です。それぞれの事情に合わせて適切な方式を選び、後悔しない内容にしておきたいものです。

そこでお勧めしたいのは、「生兵法は怪我のもと」で、専門家に指導してもらおうことです。餅は餅屋で、静岡県遺言書協会にご相談いただければ専門の国家資格者がしっかりと指導してくれます。

静岡県遺言書協会では遺言の代書もお引受けします。

最近の行事

平成30年度 前半期

* 5月13日、20日 番町市民活動センター

これは役立つ終活講座 延べ30名

* 6月2日 あすなるの家

よりよく生きるための終活 約30名

* 6月11日 しみず女性の会

終活講座 25名

* 6月13日 日本平ライオンズクラブ

尊厳死と遺言書 30名

* 6月23日 静岡県遺言書協会総会

* 7月27日 介護施設ハルス

遺言について 約15名

* 7月25日 入江生涯学習交流館

遺言と相続 23名

☆毎月第2土曜日終活交流会

於 クラッセ (株)



郵送による遺言案文の添削指導(有料)は切手貼付返信用封筒を同封して下さい。



遺言、相続、後見、百歳長寿の対策
相談会場はこちら

←クラッセ

要予約

会員紹介

(現会員数16名)



佐々木悠次(理事長)74歳 行政書士歴30年
行政書士静岡事務所代表 終活交流センター【静岡】会長
著書「らくらく遺言」 清水ロータリークラブ会員
静岡市廃棄物減量推進委員 船越地区お助け隊員
趣味：ウォーキング ボウリング 読書 絵画・音楽・落語鑑賞
Facebook(個人名)ブログ「悠さんの山小屋」



岩本 裕二(理事)64歳 ファイナンシャル1級技能士
事業承継、BCP M&A専門指導員 助成金申請等ご支援
関東経済産業局認定 マネジメントメンター
東海財務局長認定 金融商品仲介業者(金仲)第148号
県BCPコンサルティング協同組合 所属指導員
趣味：古城巡り ネットサーフィン 清水中央ロータリークラブ



高橋 昌幸(理事)39歳 行政書士 社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー 助成金障害年金コンサルタント
国家資格キャリア・コンサルタント 宅建取引士
静岡市登録派遣専門家 人事制度の構築、若手社員向け
キャリア・プラン構築にも定評がある。
趣味：歴史番組の視聴

ご相談の予約、ご意見、ご質問はお気軽に
静岡県遺言書協会へ

☎ 054-352-2000

次号発行 平成31年4月